三　医療費指数算定対象年度の各年度におけるイに掲げる額を当該各年度におけるロに掲げる額で除して得た数の平均値

イ　(1)から(3)までに掲げる額の合算額

(1)　当該市町村に係る被保険者に係る医療費指数算定基礎額から当該市町村に係る被保険者に係る著しく高額な医療に係る給付に要する費用（当該区域内市町村群において共同して負担する部分として当該都道府県の条例で定める部分に限る。以下このイにおいて同じ。）の額を控除した額

(2)　当該市町村に係る被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数を当該区域内市町村群に係る被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数で除して得た数に当該区域内市町村群に係る被保険者に係る著しく高額な医療に係る給付に要する費用の額を乗じて得た額

(3)　その他当該市町村に係る被保険者に係る保険給付に要する費用の額

ロ　第一号ロに掲げる額

5　第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。

一　当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二　当該年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額

6　第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。

一　イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数

イ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1)　当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

(2)　当該年度における当該市町村に係る被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

ロ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1)　前項第一号に掲げる額

(2)　当該年度における当該都道府県に係る被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

二　次に掲げる数を合算して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　前号に掲げる数

(2)　当該都道府県に係る一般納付金所得割指数

ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等（令第二十九条の七第二項第六号に規定する固定資産税額等をいう。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前号イ(2)に掲げる数を乗じて得た額

(2)　当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前号ロ(2)に掲げる数を乗じて得た額

(3)　一からイ(2)に掲げる数を控除した数

7　第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。ただし、当該都道府県の条例で同号イ(2)の一般納付金所得等割合を前項第二号に掲げる数とする場合にあつては、第二号に掲げる数とする。

一　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ　前項第一号イ(2)に掲げる数

ロ　前項第一号ロ(2)に掲げる数

二　次に掲げる数を合算して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　前号に掲げる数

(2)　当該都道府県に係る一般納付金被保険者均等割指数

ロ　(1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　当該年度における当該市町村に係る市町村世帯数

(2)　当該年度における当該都道府県内の市町村に係る市町村世帯数の総数

(3)　一からイ(2)に掲げる数を控除した数

8　第一項第四号の一般納付金基礎額調整係数は、各都道府県につき、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村に係る当該年度における同項第一号に掲げる額に同年度における同項第二号及び第三号に掲げる数を乗じて得た額に当該一般納付金基礎額調整係数を乗じて得た額の総額が同項第一号の当該都道府県に係る一般納付金算定基礎額に等しくなるよう、当該都道府県の知事が定める数とする。

9　第六項第二号イ(2)の一般納付金所得割指数及び第七項第二号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一未満の数であつて、当該都道府県の条例で定める範囲内において当該都道府県の知事が定める数とする。

10　第七項第二号ロ(1)及び(2)の市町村世帯数は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における当該市町村に係る被保険者が属する世帯に関する次に掲げる数の見込数を合算した数として算定される数とする。

一　特定世帯（令第二十九条の七第二項第八号イに規定する特定世帯をいう。第三号において同じ。）である世帯の数に二分の一を乗じて得た数

二　特定継続世帯（令第二十九条の七第二項第八号イに規定する特定継続世帯をいう。次号において同じ。）である世帯の数に四分の三を乗じて得た数

三　特定世帯及び特定継続世帯以外である世帯の数

（後期高齢者支援金等納付金基礎額）

第十条　第八条第二号の後期高齢者支援金等納付金基礎額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号及び第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一　後期高齢者支援金等納付金算定基礎額

二　イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　後期高齢者支援金等納付金所得係数

(2)　後期高齢者支援金等納付金所得等割合

ロ　後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合

ハ　イ(1)に掲げる数に一を加えた数

三　後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数